

1. 議事日程（令和5年第2回北広島町議会定例会）

令和5年6月7日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第3号	令和4年度北広島町一般会計繰越明許費について
日程第5	報告第4号	令和4年度北広島町介護保険特別会計繰越明許費について
日程第6	報告第5号	専決処分の報告について (町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第7	議案第51号	北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第52号	大朝ふれあいの森設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第53号	北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第54号	北広島町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第55号	工事請負契約の締結について (消防救急デジタル無線部分改修工事)
日程第12	議案第56号	令和5年度北広島町一般会計補正予算(第3号)
日程第13	議案第57号	令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第14	議案第58号	令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第15	同意第3号	北広島町教育委員会委員の任命の同意について
日程第16	同意第4号	北広島町農業委員会委員の任命の同意について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	7番 美濃孝二
8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳	10番 服部泰征
11番 宮本裕之	12番 湊俊文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕野博司 副町長 畑田正法 教育長 池田庄策

芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	沼田真路	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	野上正宏	総務課長	川手秀則	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	矢部芳彦	税務課長	植田優香
町民課長	大畑紹子	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	中川克也
建設課長	竹下秀樹	消防長	笠道宏和	学校教育課長	植田伸二
生涯学習課長	小椿治之	会計管理者	細居治		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。さきの議会運営委員会において省エネ、節電対策の取組の一環として、本会議における服装をクールビズとすることとしております。暑い方は上着を脱いでいただいて結構です。また、これまで議場内においても新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、原則マスクを着用することとしておりましたが、本定例会よりマスクの着用は自由とすることにいたしました。本会議における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててから、はっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回北広島町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、亀岡議員、2番、伊藤立真議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日6月7日から19日までの13日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの13日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（湊俊文） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は配付しておりますとおりでありますが、その中から若干申し添えておきます。5月9日、産業建設常任委員会委員5人とともに国土交通省において、斉藤鉄夫大臣へ道路整備と流域治水対策について陳情いたしました。5月23日、東京国際フォーラムで開催された全国町村議会議長会主催の令和5年度町村議会議長副議長の研修会に亀岡副議長と出席し、「町村議会の課題と今後の展望など」について聴講いたしました。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙請願・陳情受付簿のとおりです。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。朗読は省略いたします。以上で、諸般の報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 皆さんおはようございます。行政報告をさせていただきます。資料の1ページ、危機管理課の関係であります。防災講習、出前講座で5月に3件実施をさせていただいております。防災対策としていろんな知識を身につけていただくということで、今後も続けてまいりますので、よろしく申し上げます。3ページをお願いします。財政政策課の関係であります。G7広島サミットが無事終了いたしました。安心をしているところでございますが、その関係で、3ページの下段、県民会議のほうでイギリス、フランスの先遣隊レセプションがありました。4月28日にプリンスホテルのほうであったわけですが、本町の神楽団が出席をし、神楽を披露いたしました。4ページ上段であります。広島情報センターのほうでは展示をするということで、5月18日から5月末まで国際メディアセンター、県立の総合体育館でありますけれども、本町からは内容のところに書いておりますが、田楽、神楽などいろいろなものを展示をさせていただいたところでございます。内容は記載のとおりでございます。それから広島情報センター試食品提供ということで、北広島町産のお米を、ここは国際メディアセンターに塩むすびとして提供させていただきました。大変好評であったと聞いております。それからステージの関係でありますけれども、ひろしまゲートパーク、元の市民球場の所でありますけれども、こちらのステージで神楽、花田植など発表させていただいたところでございます。それから一番下であります。総理主催のG7の首脳の皆さんに広島県神楽合同神楽団として神楽を見ていただいたということでもあります。すばらしかったという感想をいただいたようでもあります。5ページをお願いします。広島サミット関連行事への食材等の提供ということで、どぶろくであるとか牛乳であるとか、野菜であるとか、レモンサーモンであるとか、先ほど言いましたお米など提供させていただいたところであります。それからサミットもてなし品選定というふうに書いてありますが、記念品としてお持ち帰りをいただいたということで、玉鋼の

ペーパーナイフ等、そこに記載のとおり出していただいたということでございます。9ページをお願いします。まちづくり推進課の関係であります。中ほど、ふるさと寄附金の関係であります。令和4年度総実績で約1億3000万円のご寄附をいただいたということでございます。13ページをお願いします。町民課の関係でございます。北広島町再犯防止推進計画を策定をいたしたところであり。この計画策定の目的としては、犯罪をした人等を地域社会から排除、孤立させることなく、再び社会の一員として受け入れることが自然にできる、誰一人取り残さない社会と、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すことを目的としております。計画は、令和5年度から9年度までの5年間ということでございます。14ページ、福祉課の関係でございます。臨時特別給付金としてここにいろいろ書いてありますが、詳細は省略をさせていただきますけども、物価高騰等の対策というようなことを含めて処理をさせていただきますところでございます。15ページ、保健課の関係です。元気づくり推進事業として61会場、延べ人数合計として2078人参加をしていただいております。それから16ページ、中ほどでありますけども、母子保健事業として令和4年度子育て世帯応援、パパ・ママ教室、離乳食教室、北広島町出産・子育て応援事業など記載のとおり実施をしたところでございます。18ページ、環境生活課の関係であります。カーボンニュートラル推進事業として、今年の3月に北広島町地球温暖化対策実行計画、北広島町ゼロカーボンタウン推進計画とも言いますが、これを策定をいたしまして、今年度、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金のうち重点対策加速化事業の採択を受け、今、太陽光発電システムや省エネ機器の導入等に対する補助事業を実施しております。今週6月5日から開始をいたしております。地元事業者にも協力をいただいております。今週6月5日から開始をいたしております。19ページをお願いします。農林課の関係でありますけども、鳥獣被害対策についてということで、4年度のまとめをしております。有害及び狩猟捕獲として3番目の表でありますけども、令和4年度、イノシシで1312頭、シカで1035頭捕獲をしたということでございます。また、その下の森林経営管理制度・森林環境譲与税の取組でありますけども、4年度は調査地域を芸北、豊平の地域で約211haの意向調査を実施したところであり。また、環境譲与税事業の実施ということで約16haの人工林の間伐施業を実施をしたということでございます。22ページをお願いします。商工観光課の関係でありますけども、北広島観光プロモーション事業ということで行っておりますけども、その中の2番目、宮島観光案内所における観光PR実施ということで、4月の21日から27日まで1週間ではありましたが、宮島の表通り商店街宮島観光案内所で実施しております。内容としては、宮島と北広島町のつながりをテーマにしたパネル展、神楽衣装、飾り牛の花鞍展示などでございます。それから下段のほうであります。北広島町農山村体験推進事業ということで、修学旅行の受入れでありますけども、22ページから23ページに記載をしておりますが、国内で4校の学校、357人、海外から41人、1校でありましたけども、の取組をさせていただきました。コロナが明けて、こういった需要が非常に伸びておまして、申込みは結構あるんですが、受入れ家庭が少ないという面もあります。受入れ家庭、受け入れてもいいよという方がおられましたら、お知らせをいただければ幸いです。24ページ、建設課の関係であります。下段のほうですが、地域施工支援事業ということで、令和3年災害のものが令和4年度で機械借上げ、原材料支給、施工補助、合わせて208件採択をしております。また、令和4年度の一般分として合わせて88件採択をしております。25ページ、2段目であります。令和3年発

生の災害復旧事業ということで掲げておりますけども、農林土木災害については、全て契約もでき、進めておるといふことでありますけども、公共土木災害につきましては、まだ11件契約ができてないといふことで、今後さらに進めてまいりたいと考えておるところでございます。私からの報告は、以上でございます。教育委員会関係につきましては、教育長から報告をいたします。

○議長（湊俊文） 池田教育長。

○教育長（池田庄策） 教育行政の報告を申し上げます。26ページをお開きください。まず学校教育活動でございますが、コロナ対策が5類となりまして、学校教育活動の日常が戻ってまいりました。そこに記載してございますように、今後始まります体育祭、運動会、また修学旅行等も計画どおり実施をしていく予定にしております。1ページお開きください。安全・安心な学校施設でございますが、芸北小学校体育館の工事につきましては、完了検査を3月15日に実施をしております。八重小学校の校舎・体育館等の工事につきましても、完了検査を3月29日に実施をいたしました。学校給食センターでございますが、進入路設計業務につきましては、完了検査を3月31日に終えております。28ページ、生涯学習課でございますが、オリンピックホストタウン推進事業につきまして、先日6月4日、5日に駐日ドミニカ共和国大使ロバート大使、また元在ドミニカ共和国大使官牧内大使が来られまして交流を行っております。29ページをお開きください。今後、様々な生涯学習事業も日常を取り戻してしっかり活動していきたいというふうに考えております。教育行政につきましては、以上でございます。

○議長（湊俊文） 以上で、町長及び教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第3号 令和4年度北広島町一般会計繰越明許費について

日程第5 報告第4号 令和4年度北広島町介護保険特別会計繰越明許費について

○議長（湊俊文） 日程第4、報告第3号、令和4年度北広島町一般会計繰越明許費について及び日程第5、報告第4号、令和4年度北広島町介護保険特別会計繰越明許費についての2件を一括議題とします。以上、2件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第3号、第4号につきまして一括して概要を説明します。議案集の1、2ページをお願いします。報告第3号、令和4年度北広島町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項に定めるところにより報告するものであります。令和4年6月定例議会、議案第46号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第3号、令和4年9月定例議会、議案第71号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第5号、令和4年12月定例議会、議案第89号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第7号及び令和5年3月定例議会、議案第30号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第9号において議決をいただきました繰越明許費につきまして調整を行った結果を報告するものでございます。議案集の3ページをお願いします。報告第4号、令和4年度北広島町介護保険特別会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項に定めるところにより報告するものです。令和4年12月定例議会において議案第93号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第5号で議決をいただきました繰越明許費につきまして調整を行った結果を報告するものです。以上、詳細

につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 報告第3号、令和4年度北広島町一般会計に係る繰越明許費につきまして財政政策課からご報告いたします。議案書の1、2ページをご覧ください。年度内に支出が完了しない経費につきまして令和5年度に繰越をした額を報告するものでございます。2款総務費、1項総務管理費、豊平運動公園運営事業1210万円を、4款衛生費、1項保健衛生費、保健衛生管理事業1320万円、北広島町豊平診療所施設管理事業234万3000円を、次に6款農林水産業費、1項農業費、農業一般管理事業500万円、農業振興事業2439万3000円、農業基盤整備事業135万5000円、農業施設維持修繕事業1681万9000円、農業施設管理事業32万6000円を、同じく6款農林水産業費、2項林業費、林業振興対策事業1390万円、森林経営管理事業1302万4000円、国土調査事業6967万6000円を、次に8款土木費、2項道路橋りょう費、県営道路改良事業742万2870円、道路新設改良事業1億2958万3200円、橋りょう維持修繕事業3766万5000円を、同じく8款土木費、5項住宅費、住宅管理事業1023万3300円を、同じく8款土木費、6項砂防費、急傾斜地崩壊対策事業357万4876円を、次に9款消防費、1項消防費、一般管理事業1億920万186円を、次に10款教育費、1項教育総務費、学校給食事業2500万円を、同じく10款教育費、4項社会教育費、北広島町図書館運営費440万円を、次に11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農林水産施設3年災害復旧事業2億711万3500円を、同じく11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設3年災害復旧事業1億2175万8018円を、なお、2款総務費、1項総務管理費、新エネルギー等普及啓発事業、4款衛生費、1項保健衛生費、予防接種事業、火葬場管理運営事業、7款商工費、1項商工費、アザレア千代田運営事業は繰越明許のご承認をいただいておりますが、令和4年度事業完了や令和5年度予算への振替などにより繰越を取りやめましたので、合計21事業、8億2808万2450円を繰り越したものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 報告第4号、令和4年度北広島町介護保険特別会計繰越明許費について保健課よりご報告申し上げます。議案集の3ページをお願いします。1款4項、計画策定委員会事業495万円を令和5年度へ繰り越しております。内容としまして、第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のための委託料495万円を繰り越したものでございます。保健課からの報告は、以上でございます。

○議長（湊俊文） 以上、2件について、これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これで報告第3号、令和4年度北広島町一般会計繰越明許費について及び報告第4号、令和4年度北広島町介護保険特別会計繰越明許費についての2件について報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第5号 専決処分の報告について

- 議長（湊俊文） 日程第6、報告第5号、専決処分の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、報告第5号につきまして概要を説明します。議案集の4ページをお願いします。報告第5号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 報告第5号、専決処分の報告について建設課からご説明申し上げます。議案集の5ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集5ページ、専決処分第4号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和5年5月22日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要は、令和5年4月22日午前11時頃、細見字ウヲノホリ10366番地43付近、町道細見畑ヶ谷線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより、右側前輪タイヤを損壊したものです。3、和解内容は、(1)町は相手方に対し、損害賠償として4884円の支払い義務があることを認め、これを支払う。(2)町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上、2点でございます。4、損害賠償額は4884円で、内訳は、タイヤの総修繕費額の3割でございます。以上で報告を終わります。
- 議長（湊俊文） 本件について、これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これで報告第5号、専決処分の報告について報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 7 議案第51号 北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例から
日程第10 議案第54号 北広島町火災予防条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第7、議案第51号、北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例から、日程第10、議案第54号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例までの4議案を一括議題とします。以上、4議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第51号から議案第54号につきまして一括して説明します。議案集の6ページをお願いします。議案第51号、北広島町大朝運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、利用料金の改定に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の11ページをお願いします。議案第52号、大朝ふれあいの森設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、利用時間及び料金の改定に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の16ページをお願いします。議案第53号、北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町消防本部火災調査規程の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の18ページをお願い

します。議案第54号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 議案第51号、北広島町大朝運動公園施設及び管理条例の一部を改正する条例につきまして商工観光課からご説明いたします。議案集6ページをお願いいたします。本条例は、北広島町大朝運動公園内の宿泊研修センターグリーンヒルおおあさでございますが、こちらの利用料金につきまして長年見直しが行われておらず、昨今の社会情勢や近隣の類似施設の利用料金との整合を図る目的で改正するものでございます。また、現行の利用料金は、単価が明確に定められていますが、他の類似施設の条例と同様の設定とすることとし、入湯料以外の上限範囲内での使用料金表に改正するものでございます。続きまして、議案第52号、大朝ふれあいの森設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。議案集11ページをお願いいたします。本条例は、大朝ふれあいの森の利用料金につきまして、先ほどの大朝運動公園内の宿泊研修センター同様、長年見直しが行われておらず、また現行の料金体系が利用時間の定め等複雑であるため、昨今の社会情勢や同施設内の宿泊研修施設の料金改正案の料金に合わせるため改正するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例について消防本部からご説明申し上げます。議案集の16ページでございます。改正内容については、北広島町消防本部火災調査規程の一部を改正する訓令が令和5年4月1日に施行され、罹災証明に関する条文の条変更があったため改正をしたものでございます。ご審議のほどお願いします。続きまして、議案集の18ページから25ページでございます。改正内容につきましては、北広島町火災予防条例第12条の2並びに火災予防条例第24条第3項及び第4項の改正でございます。まず初めに18ページ、火災予防条例第12条の2についてご説明いたします。経過でございますが、急速充電設備について全国的な需要の増加に伴い、普及がさらに加速することが予想され、多種多様化する急速充電設備の実態に対応するため、対象となる急速充電設備の全出力の上限を撤廃し、急速充電設備やコネクタ型であることを明確化したものでございます。また、今後は自動車や原動機付自転車以外のものを充電対象とする急速充電設備の普及拡大が予想され、急速充電の対象を電気を原動力とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものを急速充電設備の対象とし、令和5年10月1日施行するものでございます。次に21ページ、火災予防条例第24条第3項及び第4項についてご説明申し上げます。平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙の防止の観点から、多数の者が利用する施設については、一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。火災予防の観点から喫煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となるため、喫煙所と表示した標識について健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいとしたほか、禁煙または火気厳禁と標識を合わせて設ける記号については、条例で定める規格に適合するものとしなければならないものでございます。ご審議のほうお願いします。以上でございます。

○議長（湊俊文） 以上、4議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第55号 工事請負契約の締結について

○議長（湊俊文） 日程第11、議案第55号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集の26ページをお願いします。議案第55号 工事請負契約の締結について説明します。本案は、消防救急デジタル無線部分改修工事について請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 議案第55号、工事請負契約の締結について消防本部からご説明申し上げます。議案集の26ページをお願いします。1、工事名、消防救急デジタル無線部分改修工事。2、工事場所、北広島町消防本部ほか2か所。3、工期、議会の議決のあった日の翌日から令和7年3月21日。4、請負金額、5610万円。5、受注者、株式会社富士通ゼネラル中四国情報通信ネットワーク営業部、部長島崎浩成。本案は、平成27年度デジタル化を図るため整備した消防救急デジタル無線について、更新計画に基づき、部分改修工事を行い、工事請負契約の締結について町議会に提案、議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（湊俊文） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第56号 令和5年度北広島町一般会計補正予算（第3号）から

日程第14 議案第58号 令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第56号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第3号から、日程第14、議案第58号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号までの3議案を一括議題とします。以上、3議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和5年度補正予算の概要につきまして一括して説明します。別冊の令和5年度補正予算書をお願いします。議案第56号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4600万円を追加し、予算の総額を159億5400万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、電気・ガス・食料品等の価格高騰に対する重点支援事業をはじめ、神楽振興に向けた海外公演、芸北ホリスティックセンター福祉部門改修事業などの実施のための補正を行っております。また、地方債補正は第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第57号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出

予算の総額に歳入歳出それぞれ3800万円を追加し、予算の総額を6億7200万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の築造工事のための予算を追加で計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第58号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万円を追加し、予算の総額を3億7030万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、当初予算以降に新たに必要となった公共枡の設置工事を実施するための予算を追加で計上しております。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第56号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第3号について財政政策課からご説明申し上げます。事前に配付しております資料の令和5年度6月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回の補正におきまして、一般会計の補正額は、4億4600万円の増額補正で、補正後の予算額は、159億5400万円となります。編成上のポイントとしましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する重点支援事業の実施、神楽海外公演の実施、芸北ホリスティックセンター福祉部門改修事業の実施などの追加でございます。資料の下段は、一般会計、特別会計の当初予算からの補正の状況を掲載しております。裏面をご覧ください。6月補正における主要な施策を第2次北広島町長期総合計画改訂版の施策分野に沿って掲載しております。なお、表中右側に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。施策分野Ⅰ、活力ある産業の創造と成長では、飼料等価格高騰対策支援金3835万2000円、POSレジシステムインボイス制度対応委託料240万円、地域経済活性化キャッシュレス推進事業委託料等2300万円の追加を、施策分野Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、宝くじコミュニティ助成事業補助金200万円、保育施設等物価高騰対策支援金487万2000円、神楽海外公演運営委託料等4000万円、学校給食食材費高騰対策支援金611万7000円の追加を、施策分野Ⅲ、安心して元気に暮らせる地域の創出では、障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金207万8000円、芸北ホリスティックセンター福祉部門改修事業398万2000円の追加を、施策分野Ⅳ、生活基盤の強化・強靱化では、ゼロカーボンタウン推進加速化補助金等6899万2000円、旧南方小学校改修工事設計監理委託料401万6000円の追加を、施策分野Ⅴ、住民のための行財政運営では、過疎地域持続的発展基金積立金1億600万円、地域振興基金積立金1億4000万円の追加を計上しております。なお、一覧表中に資料番号を記載しております事業につきましては、これらの事業目的、事業概要などを説明した資料を添付しておりますので、後ほどご覧ください。また、資料番号の頭に★印を付記している事業につきましては、国の令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施を予定している電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する重点支援事業でございます。次に補正予算書の第2表をご覧ください。地方債補正でございます。一般単独事業を合併特例事業債の増額により、1億3650万円増額、過疎対策事業債9980万円増額、合計2億3630万円を増額し、補正後の借入れ限度額を総額で22億6269万2000円とするものがございます。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議案第57号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号について環境生活課からご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1、2ページをお願いします。歳出2款1項1目下水道新設費を3800万円の増額をお願いするものでございます。下水道新設事業の委託料350万円の増額は、有田地区に予定されている分譲住宅における下水道築造工事に係る実施設計業務委託を行うための補正でございます。次に、同じく下水道新設事業の工事請負費3450万円の増額でございますが、有田及び春木地区に予定されている分譲住宅における下水道築造工事、また町道南方八重線道路改良工事に係る下水道築造工事による補正でございます。以上、歳出合計3800万円の増額を行うものでございます。また、これに対する歳入でございますが、1ページ戻っていただきまして、歳入事項別明細書1、2ページをお願いします。歳入7款1項1目下水道債を3800万円の増額を行うものでございます。続きまして議案第58号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1、2ページをお願いします。歳出2款1項1目農業集落排水新設費を230万円の増額をお願いするものでございます。農業集落排水新設事業の工事請負費230万円の増額でございますが、住宅建築に伴う農業集落排水施設への接続のための公共枡設置工事を行うものでございます。また、これに対する歳入でございますが、1ページ戻っていただき、歳入事項別明細書1、2ページをお願いします。歳入4款1項1目一般会計繰入金金を230万円の増額を行うものでございます。環境生活課からは以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上、3議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 同意第3号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について

○議長（湊俊文） 日程第15、同意第3号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 資料のほうは議案集に戻っていただき、28ページをお願いします。同意第3号、北広島町教育委員会委員の任命の同意について説明します。教育委員の辞職に伴い、次の方を北広島町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により町議会の同意を求めるものです。住所、氏名を申し上げます。広島市東区矢賀新町四丁目6番地、増田隆さんです。同意についてよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより同意第3号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを採決します。本件については、増田隆さんを任命することに同意する方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、同意第3号、北広島町教育委員会委員の任命の同意については、これを同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 同意第4号 北広島町農業委員会委員の任命の同意について

○議長（湊俊文） 日程第16、同意第4号、北広島町農業委員会委員の任命の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集30ページをお願いします。同意第4号、北広島町農業委員会委員の任命の同意について説明します。本年7月の任期満了に伴い、次の方を北広島町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により町議会の同意を求めるものです。住所、氏名を申し上げます。住所、広島県山県郡北広島町細見1410番地、田村慎一さん、同じく北広島町荒神原389番地、高野良治さん、同じく北広島町奥原471番地、上田俊則さん、同じく北広島町溝口1200番地1、岡田隆博さん、同じく北広島町田原440番地、大畑和憲さん、同じく北広島町大朝6502番地1、山本孝司さん、同じく北広島町岩戸478番地、鈴木栄治さん、同じく北広島町有間564番地、島筒洋二郎さん、同じく北広島町今田123番地1、上田榮治さん、同じく北広島町有田2992番地、二井川敏幸さん、同じく北広島町丁保余原1178番地、下岡道範さん、同じく北広島町南方5201番地、前田冬樹さん、同じく北広島町本地5466番地、高下茂樹さん、同じく北広島町蔵迫161番地、栗本裕次さん、同じく北広島町吉木4029番地、松川勇さん、同じく北広島町阿坂11516番地1、平田敏春さん、同じく北広島町戸谷522番地、大田守さん、同じく北広島町上石399番地、藤浦進さん、安芸高田市美土里町北193番地、角田美枝さん。以上、同意につきましてよろしく願いをいたします。

○議長（湊俊文） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。これより同意第4号、北広島町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。本件については、田村慎一さん、高野良治さん、上田俊則さん、岡田隆博さん、大畑和憲さん、山本孝司さん、鈴木栄治さん、島筒洋二郎さん、上田榮治さん、二井川敏幸さん、下岡道範さん、前田冬樹さん、高下茂樹さん、栗本裕次さん、松川勇さん、平田敏春さん、大田守さん、藤浦進さん、角田美枝さんを任命することに同意する方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、同意第4号、北広島町農業委員会委員の任命の同意については、これに同意することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、6月13日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしく願いをいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 05分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~